

指定居宅介護支援事業運営規程

社会福祉法人佳祐会

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 佳祐会（以下「本会」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）は、要介護者などからの相談に応じ、及び要介護者などがその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向などをもとに、居宅サービス又は施設サービスなどを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助に努める。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
4. 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
5. 上記の他、関係する厚生労働省令及び関係法令、省令、条例などを遵守する。

第3条（事業所の名称）

名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|--------|-------------------|
| 1. 名 称 | 特別養護老人ホーム瑞祥苑 |
| 2. 所在地 | 大和郡山市矢田町4 7 3 9－4 |

第4条（職員の種類、員数及び職務内容）

瑞祥苑居宅介護支援事業所（以下「本所」という。）に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名
 - (ア) 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - (イ) 管理者は事業所の介護支援専門員、その他の従業者に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2. 介護支援専門員 1名以上

- (ア) 増員分については非常勤の者を充てることが出来る。
- (イ) 介護支援専門員は、要介護者などからの相談に応じ、及び要介護者などがその心身の状況や置かれている環境などに応じて居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようなサービスの種類、内容などの計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設などとの連絡調整を行う。
- (ウ) 介護支援専門員が他の業務と兼務することは差し支えないが、この場合、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務はさせない。
- (エ) 上記のほか、介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は、厚生労働省令その他の法律の定める所による。

第5条（営業日及び営業時間）

本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

- (ア) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。但し国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (イ) 営業時間は午前8時45分から午後5時45分までとする。
- (ウ) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話などにより常時連絡が可能な体制とする。

第6条（居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

1. 居宅支援事業の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (ア) 利用者の相談を受ける場所 居宅介護支援事業相談室
- (イ) 使用する課題分析票の種類 MDS－HC方式
- (ウ) サービス担当者会議の開催場所 居宅介護支援事業相談室及び利用者宅又は指定された医療機関

2. 介護支援専門員の居宅訪問頻度

介護保険法に準じて最低1ヶ月に1回の訪問を行うものとし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整などの必要に応じ随時訪問する。

3. 介護支援専門員の受け持ち件数

介護保険法及び厚生労働省の示す基準に従い、介護支援専門員1名につきご利用者35名の居宅支援計画と8名の介護予防居宅支援計画の担当をさせるものとする。

なお、それぞれの受け持ち件数の考え方は、当該事業所に勤務し居宅支援事業を担当する介護支援専門員の総数に、それぞれ35名及び8名を乗じた数を当該事業所の受け持ち最大数とする。

第7条（通常の事業の実施範囲）

通常の事業の実施範囲は大和郡山市、奈良市、生駒市及び生駒郡斑鳩町、安堵町、平群町とする。

第8条（利用料など）

- （ア）居宅サービス計画費については、厚生労働大臣の定める額とし、その内10割給付以外のものについては同様に厚生労働大臣の定める介護報酬額に規定された額と同額とする。
- （イ）前項及びその他の費用の徴収が必要となった場合には、その都度利用者などと協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- （ウ）その他、本来利用者が支払うべき利用料などについて支払いが困難な状況が発生した場合には、利用者並びにその家族等と本所管理者との協議の上、その支払期日の遅延、減額又は免除することができる。

第9条（その他運営に関する留意事項）

1. 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、下記の通り研修などの機会を設けると共に、業務体制を整備する。
 - （ア）採用時研修は、採用後3ヶ月以内に実施する。
 - （イ）継続的研修は年4回とする。
2. 職員は業務上知り得た情報に関して秘密を保持するものとする。
3. 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の際に制約させるものとする。
4. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

（付則）

この規程は平成11年10月1日から施行する。

この改定は平成18年9月5日より施行する。

改定後の第3条第1項、第6条第1項（ウ）は平成25年7月1日より施行する。